

## 徳島県収入証紙制度のあり方について

行政手続のオンライン化が進展する中、県への各種支払い（一般歳入金の納付）について、キャッシュレス決済など多様な支払方法を取り入れてきました。

一方、県に納付する手数料・使用料の中には、「収入証紙」による納付に限定している手続が約780種、年間約82万件あります。

収入証紙には、現金取扱リスクの回避や窓口事務の簡素化などのメリットがある一方、購入に時間・場所が限られるなどのデメリットもあり、決済手段の拡大が求められています。

このため、9月15日に策定した「徳島新未来創生」政策集（県版・骨太方針）において、次のとおり位置づけたところであり、今後、制度のあり方について検討を進めます。

### 「徳島新未来創生」政策集（抜粋）

「収入証紙」制度のあり方について、利用者や専門家の声をお聞きしながら、県民の利便性、手続の効率性、費用対効果などを分析し、年度内に方向性を示します。

## 1 検討スケジュール

令和5年	10～11月	有識者等による第1回検討会
	10～12月	利用者や県民へのアンケート調査、県庁内関係所属等の調査
令和6年	2～3月	有識者等による第2回検討会
	2月定例会	調査結果や検討状況の報告
	3月	方向性の決定

## 2 有識者等による検討会について

「徳島県収入証紙あり方検討会」（仮称）

メンバー：（地域政策分野）	学識経験者
（デジタルディバイド対策）	情報専門家
（収入証紙の利用者側）	行政書士
（収入証紙の販売者側）	金融機関
（収入証紙など県の歳入側）	徳島県会計管理者

### （参考）「収入証紙」による納付に限定している主な手続

自動車運転免許証の交付、旅券（パスポート）の発給、県立学校の受験料、建設業の許可、薬局・医薬品販売業の許可、危険物取扱者の免状交付、と畜検査の手数料、研究機関における試験・分析の手数料 など